

シャープ製ディスプレイ延長保証及び保守パック利用条件

シャープマーケティングジャパン株式会社(以下「弊社」といいます)は、シャープ株式会社製ディスプレイ(機種名は裏面記載の通り)(以下、「ディスプレイ」といいます)のお買い上げと同時にディスプレイの3年保証をお申込みいただいたお客様、または、ディスプレイのお買い上げと同時にディスプレイの3年保証をお申込みいただき、さらにディスプレイの保守パックをお買い上げいただいたお客様に対して、以下の条件に基いてディスプレイの保守サービス(以下、上記3年保証の申込みに基づき弊社が提供する保守サービスを「3年保証」といい、上記ディスプレイの保守パックの申込みに基づき弊社が提供する保守サービスを「保守パック」といい、総称して「保守サービス」といいます)を提供します。

第1条(3年保証の申し込み)

1. 3年保証の提供を希望するお客様は、ディスプレイの「3年保証&4年/5年保守パック申込書」(以下「サービス申込書」といいます)に必要事項を記入のうえ、これをお買い上げの販売店に送付する方法により、3年保証の申込みを行ってください。
2. 弊社は、お客様より受領したサービス申込書の内容を確認し、当該時点をもって、弊社とお客様との間に3年保証の契約が成立します。

第2条(保守パックの申し込み)

1. 保守パックの提供を希望するお客様は、サービス申込書に必要事項を記入のうえ、お買い上げの販売店に送付する方法により、保守パックの申込みを行ってください。
2. 弊社は、お客様より受領した前項のサービス申込書の内容を確認し、当該時点をもって、弊社とお客様との間に保守パックの契約が成立します。なお、弊社は当該契約成立をもって、お客様に対し「シャープ製業務用ディスプレイ保守サービス証書」(以下「保守サービス証書」といいます)を送付するものとします。お客様による当該保守サービス証書受領後、弊社所定の手続きに従い、登録作業を完了してください。

第3条(保守サービスの内容)

1. 弊社が提供する保守サービスは次のとおりとします。
 - (1) 通常の使用状態においてディスプレイに故障・不具合(以下「故障等」といいます)が生じた場合、弊社はお客様からの連絡に基づき、サービス技術者を派遣してディスプレイの点検・調整・修理を行います。
 - (2) ディスプレイ上で稼働するファームウェアがバージョンアップされている場合は、そのバージョンアップ後のファームウェアをインストールします。
2. お客様は、ディスプレイの故障等および設置状態の不備・不具合が生じた場合、弊社に対して遅滞なく連絡するものとします。なお、お客様からの連絡がない場合、ディスプレイの故障等に関し弊社は責任を負いません。
3. 第1項の点検・調整・修理時にディスプレイの部品を交換した場合、取外した部品の所有権は弊社に帰属します。
4. 保守サービスの提供時間は、次のとおりとします。

平日(月曜日～土曜日)の9時00分から17時40分までとします。ただし、祝日および年末年始休暇等、弊社の定める休日は、保守サービスの提供時間に含まれません。
5. 次の各号に該当する作業およびサービスは、本利用条件に基づく保守サービスの対象外とします。なお、弊社とお客様が別途協議した結果、弊社が次の各号に該当する作業およびサービスを実施することに合意した場合、弊社はこれに要した費用をお客様に請求することができます。
 - (1) 次の事由に起因してディスプレイの故障等が生じた場合のディスプレイの点検・調整・修理
 - ① 取扱い上の不注意または誤用もしくは不十分な電源や特殊環境下での使用など、お客様の故意または過失による故障等
 - ② 弊社および弊社が指定する者以外の第三者による改造、分解、修理等による故障等
 - ③ 弊社が指定する部品または消耗品以外の使用による故障等
 - ④ お客様が無断でディスプレイを「保守サービス証書」に記載される設置場所から移動させたことによる故障等
 - ⑤ 火災、風水害、地震、落雷その他これに類する災害による故障等
 - ⑥ 寿命部品や消耗品の自然消耗、摩耗、劣化などにより部品の交換が必要な場合。(例:残像現象や輝度の低下等の液晶/パネルおよびバックライトの経時による劣化、電池やファンの交換等)
 - ⑦ 電池の液漏れ、または、指定規格外の電池の使用による故障・損傷。
 - ⑧ ディスプレイに接続している機器、ケーブルおよび消耗品に起因するディスプレイの故障・損傷
 - ⑨ 液晶のガラスなど物理的に破損し易いものについては、お客様に過失がない場合でも無料修理の対象外になります。
 - (2) ディスプレイの移設、増設、撤去等
 - (3) ディスプレイの仕様変更
 - (4) 弊社が指定するフロアスタンドまたは取付用金具以外の使用による設置状態の不備・不具合があった場合のディスプレイおよび当該設置状態の再調整
 - (5) ディスプレイ画面の中心と床面との高さが2メートルを超える位置に取付けられたディスプレイにおいて故障等によるディスプレイの取外し・取付に要する作業
 - (6) 弊社および弊社が指定する者以外の第三者が設置作業を実施したディスプレイに関する作業およびサービス(ただし、弊社が承諾した場合を除きます。)
 - (7) 第4項に定める保守サービスの提供時間外における保守サービスの提供
 - (8) ディスプレイに付属するリモコン、タッチペン、ケーブル、電池等の付属品の修理・交換・供給
 - (9) ディスプレイに接続されるパソコン・周辺機器等の点検・調整・修理
 - (10) ディスプレイに接続されるパソコン・周辺機器等のソフトウェアの操作方法等の問合せ対応
 - (11) タッチパネル付きディスプレイ付属のシャープ製タッチペンソフトウェアや他のアプリ

ケーションソフトウェアのバグ・不具合の修復

(12) その他弊社が指定するもの

6. 弊社が指定するフロアスタンドまたは取付用金具以外の使用による設置状態でディスプレイが取付けられている場合、弊社は第1項第1号の保守サービスを提供する際のディスプレイの取外し・取付作業に要した費用をお客様に請求することができます。
7. ディスプレイが離島およびこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、弊社は保守サービスの実施にあたり、サービス技術者の交通費および宿泊等の実費をお客様に請求することができます。

第4条(保守サービスの提供期間)

保守サービスの提供期間は、3年保証に申込みの場合は、ディスプレイお買い上げ日から3年間、保守パックを申込みの場合は、保守サービス証書に記載される期間(以下「サービス期間」といいます)とします。ただし、保守サービス証書の「サービス期間」欄に記載がない場合、実際のサービス期間は、シャープ株式会社による保証書に基づく保証期間最終日の翌日から起算される期間とします。

第5条(保守サービスに対する協力)

1. お客様は、弊社が保守サービス実施のため、ディスプレイの設置場所へ立ち入ることを承諾します。
2. 前項のほか、お客様は、弊社が保守サービスを実施するために必要な協力を行うものとします。

第6条(保守サービスの料金)

1. 第3条第1項に定める保守サービスの料金は、お買い上げいただいた保守パックの料金に含まれるものとし、お客様は、この保守パックの料金を販売店にお支払いください。
2. 保守サービスが第4条に定める提供期間の満了前に終了した場合であっても、弊社は、お客様に保守サービスの料金を返金しません。

第7条(責任の制限)

1. 弊社は、保守サービスの履行の結果、あるいは保守サービスを履行しないことにより、お客様に損害を与えた場合、お買い上げいただいた保守パックの弊社標準価格相当額を上限として、損害賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰することのできない事由から生じた損害、ディスプレイの故障等および弊社が実施したサービス(第3条第1項の保守サービスであるか否かを問わない)に起因したディスプレイに接続されるPC等内のデータ破壊や業務遅滞等の特別の事情から生じた損害(弊社の予見の有無を問わない)、逸失利益については、弊社は損害賠償責任を負いません。
2. お客様は、ディスプレイに接続されるパソコン・周辺機器等におけるソフトウェアおよびデータについて、その責任と費用負担において必ずバックアップコピーを行ってください。

第8条(第三者への再委託)

弊社は、保守サービスの全部または一部を第三者に再委託することができます。

第9条(秘密の保持)

弊社およびお客様は、保守サービスに関連して知り得た相手方の情報を、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、保守サービス履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、弊社は、自らの再委託先にお客様の情報を開示し、使用させることができます。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 弊社およびお客様は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)でないことおよび今後も反社会的勢力に属しないことを表明・保証します。
2. 弊社およびお客様は、保守サービスに関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (2) 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
 - (3) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

第11条(権利譲渡等の禁止)

お客様は、弊社の事前の書面による承諾がない限り、本利用条件に基づく一切の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第12条(保守サービスの中止)

1. ディスプレイの破損、滅失等が甚だしく、保守サービスの実施が不相当であると客観的に判断される場合、サービス期間中といえども、弊社はお客様に対してその旨を通知することにより、保守サービスの提供を中止することができます。
2. お客様が本利用条件に違反した場合、サービス期間中といえども、弊社は何らの通知催告を行うことなく、保守サービスの提供を中止することができます。
3. 前2項に基づく保守サービスの提供の中止に関し、弊社は何らの責任も負いません。

第13条(不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、その他の不可抗力または不可抗力に準じた弊社に帰することのできない事由により保守サービスの全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、弊社はその責を負いません。

第14条(紛争解決)

1. 本利用条件に定めのない事項または本利用条件の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえこれを解決します。
2. 前項の協議によって解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。